

社会福祉法人 であいの里

役員等報酬に関する規則

第1条 この規則は社会福祉法人であいの里の理事・監事・評議員・評議員選任、解任委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

第2条 役員等の報酬等は無償とする。

第3条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は職員の旅費規程に準ずる。

第4条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規則を適用する。

附則

本規則は、平成29年 4月 1日から適用する。